

令和 3 年度第 12 回理事会議事録

日 時：令和 4 年 3 月 9 日（水）18 時 30 分～21 時 45 分

会 場：Web 会議

出席者：中川理事長、芳本副理事長、井阪理事、射場理事、村西理事、千葉監事、  
大井局長、辻畑局長、田箆局長、大槻局長

書 記：木村、藤井

【議題】

I. 令和 3 年度第 12 回理事会議題

1. 承認事項

1) 令和 3 年度第 11 回理事会議事録について

井阪理事より、府士会の提案で合同会議の記載内容を一部修正することについて説明があった。本理事会において確認し、修正後の記録を議事録とすることが承認された。⇒すみません、議事録に残ることは避けたいのでいつもの通りの文言でお願いできませんでしょうか。

※(最終)で配信した保管資料には該当文言を削除して残しています。

2. 報告事項

1) 各局事業進捗報告

各局長より報告があった。

2) 研修会等の講演資料作成に伴う著作権（転載許諾等）について

村西理事より、資料の通り報告があった。他の理事より、講師の講演資料作成に伴う著作権の取り扱いについては、著者である講師の責任で許諾を取っていただくことが一般的で、当センターの担当局・部はその確認を行うべきであるという意見があった。

3. 審議事項

1) 第 3 4 回学術大会予算修正について

既に電子メール審議済みであり、本理事会にて追認となった。

2) プライバシーポリシーの改正について

井阪理事より、資料の通り説明があった。局長より、改正個人情報保護法の施行に伴い、当センターにおいても具体的内容まで意識した改正が必要であると意見があった。改正にあたっては府士会と相互理解が必要となるため、吉田顧問の助言を含め府士会役員と共有した上で、再審議となった。

3) (仮称)臨床教育指導士制度（初級・上級）の設立について

射場理事より、資料の通り説明があった。(仮称)臨床教育指導士制度は臨床実習指導者講習会受講後の会員を対象に当センターがフォローアップする制度。臨床実習指導者の質を担保するためにスキルに応じてセンター独自の臨床指導士を認定する。他の理事より本制度の趣旨は理解でき賛成であると意見があった。また、本制度の運用管理についてはセンターが担い、研修会等実施に関しては初級・上級のレベルに応じて外部の協力を求めるなど方向性についても提案があった。本議案について審議の上、承認となった。

4) 前期研修 A 項目の講師選定と講師料について

射場理事より、資料の通り説明があった。他の理事より、議案内容の講師料については見直すべきであると意見があった。本研修会の講義は協会から提供される資料に沿

って行われるため講師が資料を作成する必要はない。また、参加者の受講費は無料で収益事業に該当しないことから、講師料 30,000 円以下の設定は高すぎると考え 10,000 円に変更することで合意された。本議案は講師料変更を含め審議の上、承認された。

5) 第 4 回生涯学習研修集会の開催方法および予算案について

村西理事より、資料の通り説明があった。他の理事より、大阪では新型コロナウイルス感染症による蔓延防止重点措置が発出されており、今後規制が緩和されても医療現場では状況が継続する可能性が高い。そのため研修会は防止策を講じた開催様式で実施することは止むを得ないとの意見があった。開催は大阪国際会議場にて 3 会場からオンラインで配信し、ハンズオンセミナーの講師移動についてもリモート対応や無観客での配信準備を検討するよう提案があった。以上の内容を加味したうえで本件議案は審議の上、承認された。

6) 士会主催および士会承認研修会、講習会の開催方法について

村西理事より、資料の通り説明があった。他の理事より、士会承認研修会については会員に有益となる研修時間と履修ポイントの設定を考慮し、30 分では短いため 60 分又は 90 分で検討するよう提案があった。本件議案は審議の上、承認された。

7) 令和 4 年度事業予算(案)について

井阪理事より、資料の通り説明があった。監事より、支出における勘定項目について具体的な説明を求める意見があった。本議案は審議の上、承認された。なお、本事業予算は令和 4 年 4 月 1 日より執行となる。

8) 新生涯学習制度に対するための組織体制変更について

村西理事より、資料の通り説明があった。組織体制の変更に伴い、事業毎に担当者を配置するため部長・副部長をそれぞれ 2 名ずつ配置、部員も増員するとのこと。他の理事より、新生涯学習制度に伴う事業拡大のため、組織体制の変更は妥当であると賛同する意見があった。本件議案は、審議の上承認された。

#### 4. その他

1) 令和 4 年度役員年間スケジュールについて

井阪理事より、資料の通り説明があった。第 11 回理事会において、令和 4 年度理事会は該当月の第 2 水曜日に変更になったことが確認された。